

# こしがや市民活動連合会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、こしがや市民活動連合会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を埼玉県越谷市弥生町16番1号 越谷ツインシティBシティ5階 越谷市市民活動支援センター内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、主に越谷市内において市民活動を継続的に行っている団体のために、広く連携を図り、市民活動の発展・向上のための事業を行い、「協働のまちづくり」に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員団体の事業への協賛、後援、協力
- (2) 越谷市との協働事業の推進
- (3) 越谷市市民活動支援センターとの事業及び利用や運営に関する提言と協力
- (4) 定例会、交流会
- (5) 研修会
- (6) その他本会に必要と認められる事業、活動

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の目的に賛同して入会した主に越谷市内において市民活動を継続的に行っている団体をもって会員とする。会員は下記各号を満たしていることとする。

- (1) 宗教、政治のための活動を目的としないこと。
- (2) 特定の者の利益のための活動を目的としないこと。
- (3) 反社会的活動をする団体でないこと。

(入会及び退会)

第6条 入会は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は前条各号に掲げる条件に適合するときは入会を認める。

2 退会は、会長が別に定める退会届書を会長に提出するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届書の提出をしたとき
- (2) 団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金の不返還)

第9条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 1名
- (5) 総務 2名
- (6) 企画 2名
- (7) 事務 3名
- (8) 広報 3名
- (9) 監事 2名

(選任)

第11条 役員は、総会において選任する。

(職務)

第12条 役員の職務は、下記のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長が指名した順序によってその職務を代行する。
- (3) 会計は、財務を担当する。
- (4) 総務は、定款の定め、役員会の議決に基づき、会の業務を執行する。
- (5) 監事は、役員会の業務執行の状況を監査し、会計年度の会計監査をする。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 総会

(種別)

第14条 本会は、通常総会及び臨時総会を開催する。

(開催)

第15条 通常総会は、年1回開催する。

臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 役員が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、会員数の2分の1以上の出席（委任状を含む）で成立する。

(議決)

第18条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 役員会

(構成)

第19条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第20条 役員会は、定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第21条 役員会は、会長が招集し、議長となる。

## 第7章 会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第23条 本会の資産は、会長が管理し、実務は会計が担当する。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第25条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告及び収支計算書は、毎年事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 雑 則

(細則)

第27条 この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、本会の設立の日（平成27年4月1日）から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	松原 千廣	
副会長	佐野 眞文	
	宮川進	
会 計	荻谷 修	
	安嶋 好美	
書 記	生永英毅・青木 章（兼）	（記録）
総 務	谷 純一・田口 茂	（全体の纏め）
企 画	渡部 壽三 渡辺 和仁	（対内外戦略策定）
事 務	青木 章・鈴木 八合子・木内 牧子	（印刷及び資料のとりまとめ）
広 報	得上 成子・秋野 千鶴・寺島 義人	（広報-PR&HP 作成及び情報収集）
監 事	安齋 作子・小西 信孝	
- 3 入会金及び会費は、次に掲げる額とする。ただし、年度途中入会は月割りとする。
  - (1) 入会金 1,000円
  - (2) 年会費 1,200円
  - 定款一部改訂（平成29年4月1日）
    - (1) 4章10条（役員追加）
    - (2) 付則2（役員名）
  - 定款一部改訂（平成30年4月1日）
    - (1) 4章10条（役員追加）
    - (2) 付則2（役員名）